

沖縄県森林・林務行政教材等作成委託業務 企画提案募集要領

第1 委託業務の概要

(1) 目的

令和元年度から、森林の整備及び促進に関する施策の財源に充てるため森林環境譲与税が開始された。これにより市町村は森林整備や木材利用の推進、森林の公益的機能の普及啓発に取り組むこととなったが、林業専門職がいないことや、森林・林務行政を担う機会がほとんどない市町村もあり、森林・林業に係る知識の向上が課題となっている。

本業務は、林務行政を担う部署や公共施設の整備や管理を行う建築関係や教育関係等の部署等多くの市町村職員を対象として、本県の森林・林業を学ぶための教材を作成するほか、市町村職員や林業従事者が、地域住民等へ森林環境教育を行うための教材を作成するものである。

(2) 事業期間

令和2年度～令和3年度

ただし、令和3年度以降の委託業務については、前年度の実績をもとに判断する。また、次年度事業については、当初予算成立後に効力を生じるものであり、県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しないことを前提としており、2年間の事業を保障するものではない。

令和2年度の履行期間は、契約締結の日から令和3年3月26日までとする。

第2 参加資格

(1) 次に掲げる要件をすべて満たす企業又は団体であること。

当該委託業務を円滑に遂行するため、沖縄県が発注する林業関連事業において主たる担当者として経験のある者を、担当者に1名以上割り当て、十分な遂行体制を取っていること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。

(注) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に係る契約を締結す

る能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (3) 参加表明書等の提出期限の最終日から特定日までの期間において、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」及び「県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等に係る指名停止等の措置及び指名停止審査会に関する要領」に基づく指名停止がなされていないこと
- (4) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと。
- (5) 参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県農林水産部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (7) 沖縄県内に本社又は支社があること。
- (8) 当該委託業務を円滑に遂行するため、沖縄県内に在住する主たる担当者を1名以上割り当て、十分な遂行体制がとれること。
- (9) 実施方針及び業務内容に対する企画提案が適正であること。
- (10) 当該業務の見積金額が契約限度額内であること。

第3 事業内容説明会

以下により事業内容説明会を行うため、参加する者は、「参加の意思」と「出席者」、「連絡先」を連絡すること。

ア 開催日：令和2年10月16日(金) 15:30～16:30

イ 開催場所：沖縄県庁9階第4会議室

ウ 申込期限：令和2年10月15日(木) 17:00まで

エ 連絡先：nakazat@pref.okinawa.lg.jp

オ 受付時間：休日を除く 9:00から16:00

カ 参加人数：新型コロナウイルス感染症対策のため、原則、各者参加人数は1名とする。(2名以上の参加を希望される場合は事前に連絡ください。)

第4 応募方法等

(1) 参加表明

ア 提出期限：令和2年10月20日(火) 16:00まで

イ 提出先：第16の場所

ウ 受付時間：休日を除く 9:00から16:00

- エ 提出資料：① 参加表明書(様式1号)
② 業務の実施体制(様式第2号)
③ 誓約書(様式3号)

④ 共同企業体協定書(様式4号)

オ 提出方法：持参又は郵送により提出。なお、郵送においては期限内必着とする。

カ 提出部数：1部

(2) 企画提案書

ア 提出期限：令和2年11月6日(金) 16:00まで

イ 提出先：第16の場所

ウ 受付時間：休日を除く 9:00から16:00

① 企画提案応募申請書(様式5-1号)

② 企画提案書(様式5-2号)

※ 書式、枚数等については自由とするが、必ずページ番号を付すこと。A4判、縦、左綴りとする。内容については、審査員の理解を深めるためにも簡潔・明瞭に記載し、膨大とならないこと。

③ 積算書

※ 令和2年度の積算見積に加え、令和3年度の概算の見積内訳等についても提示すること。

④ 同種(類似)業務実績調書(様式第6号)及び実績を証する書類

※ 契約書の写し及び契約を履行したことを証する書類(検査合格通知書等)

※ 履行した成果品の内容が分かる資料の提供が可能な場合は添付すること

⑤ その他

エ 提出方法：持参又は郵送により提出。なお、郵送においては期限内必着とする。

オ 提出部数：8部(①については1部)

(3) 企画提案に対する質問及び回答

質問の問合せ先、提出期限、提出方法、提出先及び回答方法は下記のとおり。

ア 提出期限：令和2年11月2日(月) 12:00まで

イ 提出先：第16の場所

ウ 提出方法等：電子メール、ファクシミリいずれかの方法により任意の様式により提出すること。

エ 回答の方法：令和2年11月4日(水)までに当課ホームページにて行う。

第5 提案内容の要件

業務企画提案仕様書を参照すること。

第6 プレゼンテーション審査

企画提案書の内容について、下記によりヒアリング(プレゼンテーション審査)を行う。

ア 期 日：令和2年11月13日(金)(予定)

イ 場 所：県庁第14階会議室

ウ ヒアリング：ヒアリングの具体的な日時・場所は、選定後に追って連絡する。ヒアリングへの出席者には、本業務の担当者を含め、資料の説明が可能な者、あわせて最大3名以内とし、割当時間は各々20分間(プレゼンテーション15分、質疑応答5分)とする。

エ その他：新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、書面審査若しくはその他の手法で審査を行う場合がある。

第7 審査の方法

(1) 企画提案書ヒアリング(プレゼンテーション審査)対象者の選定

企画提案書ヒアリング(プレゼンテーション審査)対象者は、参加資格要件を満たすもののうち、書類審査を行い、評価の高い上位5者とする。

(2) 企画提案書提案者の特定

上記(1)で選定した者に対して、企画提案書の内容についてヒアリングを行い、総合得点の高い方を上位として、順位付けを行う。この順位を事業者毎に平均し、上位の事業者を特定する。上位が同点の場合は、委員の多数決により特定する。

(審査は企画提案採択順位を決定するものであり、契約を保証するものではない。)

なお、審査員全員の評価の点数が6割未満の場合、その企画提案書提案者は選定しない。

第8 評価基準

審査に当たっては、別紙「企画提案書評価基準」に記載した内容について評価する。

第9 スケジュール

・業務説明書等の交付期間 10月13日～10月16日

・業務内容説明会 10月16日

※ 事業内容説明会に参加できない方は、日程の調整が合えば、個別に説明を聞くことも可能。(ただし、10月20日(火)までの間。森林管理課(担当:仲里)まで連絡すること。(TEL:098-866-2295))

・参加表明書の提出期限 10月20日

・参加資格の審査結果の通知 10月23日頃予定

・企画提案書の提出期限 11月6日

・選定通知 11月9日

※ 6者以上の応募があった場合、5者以内に絞込み

- | | |
|-----------------|----------|
| ・企画提案等審査会(プレゼン) | 11月13日予定 |
| ・契約交渉相手方の特定通知日 | 11月16日予定 |

第10 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条第1項及び契約書の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。

ただし、沖縄県財務規則第101条第2項に該当するときは免除とする。

第11 参加資格の喪失

本公告に示した参加資格のない者の評価又は参加表明書、企画提案書及びその他提出資料に虚偽の記載をした者の評価は無効とする。

なお、企画提案書の提出要請を受けた者であっても、要請後、開札の日までの期間に指名停止措置を受け、契約交渉相手方の決定時において、指名停止期間中である者の評価も無効とする。

第12 提出された参加表明書等の変更の可否

参加表明書又は企画提案書の提出期限後において、原則として参加表明書及び企画提案書に記載された内容の変更を認めない。

第13 火災保険の要否

否

第14 不可抗力による変更

現場条件の変更、天災等、受注者の責めに帰さない事由により、企画提案書に影響を及ぼす場合は、現状の状況により必要に応じ、発注者と協議して提案書内容を変更するものとする。

第15 その他留意事項

- (1) 契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明書及び企画提案書の作成に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書及び企画提案書は、選定及び技術点の算定以外に提出者に無断で使用しない。
また、提出された参加表明書及び企画提案書は公開しない。
- (4) 提出期限以降の参加表明書、企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 参加説明書を入手した者は、これを本手続き以外の目的で使用してはならない。

第16 お問い合わせ、参加表明書、企画提案書、質問書等の提出先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県 農林水産部 森林管理課 資源活用普及班（担当：仲里）

TEL 098-866-2295

FAX 098-868-0700

E-mail : aa048210@pref.okinawa.lg.jp